

**石井方式は、文部省の学習指導要領に違反しないか。文部省の教科調査官や教委の指導主事の中には、違反であると言って禁止する者もあると聞いているが、事実か。**

違反が、軽い意味の違反、つまり、石井方式が指導要領と違っている、という意味なら、明らかに“違反”です。しかし、“違犯”に近い、少なくとも、“してはならぬことをしている”という意味の“違反”なら、「石井方式は文部省の学習指導要領に違反している」と言う人のほうが誤っています。

現に、私は、昭和28年以来、42年まで14年間、東京都の公立小学校で石井方式を実施してきました。たびたび公開授業もし、文部省の教科調査官や教委の指導主事たちを招待し実態を見ていただきましたが、指導要領違反だと言って、とがめられたことはただの一度もありませんでした。

私は、著書や新聞・雑誌の中で、「文部省の国語学習、漢字の扱いは間違っている」と言って、十数年間、学習指導要領を攻撃し続けてきましたが、石井はけしからぬことをしていると、文部省や教委からとがめられたことは一度もありません。それどころか、歴代の文部大臣

や多くの教科調査官の方々から、「大変良い研究をなさっている。大いにがんばってください」と激励を受けています。

ところが、「某々教科調査官は、学習指導要領の漢字学年配当表は守られなければならないと言った。二年生配当のものを一年に下ろしてくるくらいならよろしいが、石井方式のように無制限に教えるのはよろしくないと言った」と言う先生がいます。

教科調査官や指導主事の中には、石井方式に賛成の方もいますが反対の方も多くいます。その反対の方が「学年配当表を守れ」というのは当たり前のことです。しかし、それは、「石井方式を実施するのは法令違反であって、実施を禁止する」と言っているのではないと思います。

もし、そういう意味で言ったとすれば、その教科調査官、指導主事の方が、法令違反の罪を負うべきです。石井方式が禁止されるべきものであるなら、だれよりも先に私が禁止されていなければならないはずですが、私は一度も禁止されないばかりか、ほめられているのですから、もし、禁止の事実があったら、その禁止を命じた人こそ責められるべき人だと思います。